

国保 後期 ■12月2日から保険証
(現在の紙の保険証)
は廃止されます

12月2日(月)に現在の紙の保険証が廃止となります。保険証利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)をお使いください。

令和7年7月31日までは、紙の保険証も使用することができます。

※廃止後は保険証が交付できないため、紛失したときの再交付や記載内容に変更があったときなどは、以下のとおりとなります。

※廃止後の保険証や限度額認定証の取扱いの詳細については、広報11月号に掲載予定です。

令和6年12月2日以降	マイナ保険証を持っていない人	マイナ保険証を持っている人
保険証を紛失したとき	再交付の申請により、資格確認書を交付します。	マイナ保険証で受診してください。 〔資格情報のお知らせ〕を交付します。 お知らせのみでは受診できません。
住所や負担割合が変更したとき	資格確認書を交付します。 (手続きは不要です。)	

●保険年金課(国保 ☎0848-38-9142)
(後期 ☎0848-38-9135)

介護 ■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(木)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。
※初めての申請も随時受け付けています。

●要介護・要支援認定を受けている次の要件にあてはまる人

利用者負担段階	主な対象者	預貯金等の金額(夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯(*)であること。 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下
第2段階	非課税世帯(*)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第3段階①	非課税世帯(*)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第3段階②	非課税世帯(*)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	500万円 (1,500万円) 以下

(※)非課税世帯とは、本人・世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市民税非課税の世帯。

●本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直前から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)など

●申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

●郵送申請も可能です。申請書の記入誤りや添付書類の不備がないよう、十分ご確認のうえ、送付してください。

●高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

給付金情報

【令和6年度新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯対象】

物価高騰重点支援臨時給付金を支給します。

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづき、令和6年度新たな住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯の世帯主、その世帯にいる18才以下の子どもに対し、物価高騰重点支援臨時給付金を支給します。

※令和6年度から新たに住民税非課税か住民税均等割のみ課税となった世帯が対象です。

※令和5年度低所得世帯応援給付金や令和5年度物価高騰重点支援臨時給付金の対象であった世帯と対象の世帯主であった人を含む世帯は支給対象となりません。

●給付金額 1世帯あたり10万円
(子ども1人あたり5万円を加算)

●支給方法 世帯主名義の口座へ振込

●1. 令和6年6月3日時点(基準日)で尾道市に住民票があり、基準日時点の世帯が令和6年度住民税「非課税者」か「均等割のみ課税者」か「住民税を免除された者」で構成される世帯【国基準】

※世帯員全員が、住民税が課税されている人の扶養親族の世帯は除きます。

2. 基準日時点で尾道市に住民票があり、世帯全員が令和6年度の住民税「均等割のみ課税者」か「非課税者」で構成され、世帯の全員が令和6年度の住民税「均等割のみ課税者」に扶養されている世帯【市独自】

(上記1、2の世帯に属する18才以下の子どもが加算の対象です。)

●申請方法 1. の対象世帯について

①令和5年12月1日時点の世帯状況と変わりがなく、世帯主の公金受取口座を登録済の世帯

→7月19日に振り込み予定です。(6月28日付で手続き不要のお知らせを送っています。)

②①以外の世帯→7月10日以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

2. の対象世帯について

→7月10日以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

●10月31日(木)※消印有効。

●〒722-8501 久保一丁目15-1 尾道市臨時給付金担当

●尾道市給付金コールセンター
(☎050-3311-1436/8:30~17:15
※土・日・祝日を除く。)

●子ども加算に関すること 子育て支援課
(☎0848-38-9205)

くらしの窓

市からのお知らせ

国民年金保険料の納付が難しいときは免除・猶予制度をご利用ください。

経済的な理由(※)で保険料を納めることが難しい場合は、申請し承認を受けると全額か一部が免除されます。

免除・猶予期間に応じて、将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内であれば後から納めることができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響によるものは令和4年度分の申請まで可能です。

●免除申請(全額・一部)

●対前年所得が一定額以下の人、失業などの理由がある人

●納付猶予

●対50歳未満(学生を除く)の人

●学生納付特例

●対大学(院を含む)や専門学校などに在学する人

申請に必要なもの

○年金手帳(基礎年金番号通知書)

○委任状(同一世帯の親族でない場合)

○離職票(失業の場合)

○学生証など(学生納付特例を申請する場合)

○マイナンバーカードなど

○窓口で手続きする人の本人確認書類(免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点)

●マイナポータルで国民年金手続きの電子申請ができます

①国民年金第一号被保険者加入の届出

②国民年金保険料免除・納付猶予の申請

③国民年金保険料学生納付特例の申請

※マイナポータルで「利用者登録」が必要。

詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

●保険年金課(☎0848-38-9143)



▲日本年金機構HP

手話通訳者が窓口でお手伝いします

●7月16日(火)、8月20日(火)
9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

●社会福祉課
(☎0848-38-9125・
☎0848-38-9206)

●e-s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

国外転出後もマイナンバーカードが利用できます

国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できます。現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者(平成27年10月5日以降に国外転出した日本国籍の人)も申請ができます。

詳しくはHPをご覧ください。

●市民課
(☎0848-38-9160)



マイナンバーカード
総合サイト▶

熱中症特別警戒アラート発令時のクーリングシェルターを指定しました

暑さ指数35以上で熱中症特別警戒アラートが発令された場合に一般開放することができるクーリングシェルターを指定しました。対象施設は市HPでご確認ください。

クーリングシェルターとは、指定暑熱避難施設のことです。危険な暑さから避難できる場所として、市が指定した施設が熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放されます。(令和6年度の運用期間は4/24~10/23)

※クーリングシェルターは民間施設の指定も可能です。ご協力いただける施設や店舗も募集しています。

●環境政策課(☎0848-38-9434)

市HP▶



日曜にも受け取れますマイナンバーカード

●マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

●8月11日(日) 8:30~12:00

次は8月25日(日)です。

●本庁市民課のみ



●予定していた7月28日(日)は、おのみち住吉花まつりの荒天順延日のため中止します。

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

●マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
●本人確認書類(交付案内参照)
●通知カード(回収します)
●住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

●市民課
(☎0848-38-9166)